

議案第 2 4 号

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。
- 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 5 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。
- 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の一統に向けて調整する。
- 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

協定項目	農林水産関係事業の取扱い			所管専門部会名	産業専門部会
調整の方向性	1 農林水産関係事業の取扱いについては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は，現行のとおりとし，合併後，新たに策定する計画に基づき調整する。 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については，合併までに基本的な仕組みは，統一した基準で調整を図ることとするが，各町が独自に実施している施策については，実情を考慮して調整を図る。 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については，現行どおり新市に引き継ぐ。 5 農業公社については，合併までに統合できるよう調整する。 6 市町有林・部分林整備事業については，合併までに管理処分の統一に向け調整する。 7 農業集落排水施設の事業分担金については，現行のまま引き継ぐものとし，使用料の体系及び金額については，段階的に統一を図る。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 基礎データ					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
区域面積 3 1 2 . 1 6 k m ²	5 4 . 5 2 k m ²	5 6 . 9 6 k m ²	4 7 . 7 2 k m ²	2 0 0 0 年農業センサス	
総農家戸数 5 , 4 2 7 戸	1 , 7 1 2 戸	9 5 9 戸	9 1 6 戸		
農家人口 1 5 , 2 1 0 人	4 , 9 1 6 人	2 , 3 3 7 人	2 , 7 6 5 人		
農業就業人口 8 , 1 8 5 人	2 , 8 5 4 人	1 , 3 2 7 人	1 , 4 0 5 人		
経営耕地面積 7 , 8 8 8 ha	2 , 7 7 0 ha	1 , 8 5 5 ha	1 , 8 9 8 ha		
2 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの，×は事業を実施していないもの）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
米政策大綱に基づく見直し事務（水田農業構造改革対策事業） ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整	
認定農業者の確保・育成事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整	
農業金融対策事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
地域営農システム確立事業 ○	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
園芸振興対策事業 ○	×	○	○	宇都宮市を基準に調整
生産振興総合対策事業 ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
市町有林・部分林整備事業 ○	×	○	×	宇都宮市を基準に調整
圃場整備事業(県営負担金) ○	×	○	○	宇都宮市を基準に調整
基盤整備促進事業(補助金) ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
県単独土地改良事業(補助金) ○	○	×	○	宇都宮市を基準に調整
市町単独土地改良事業 ○	○	○	×	宇都宮市を基準に調整
農業集落排水施設				
維持管理 ○	○	×	○	合併後速やかに調整
分担金 ○	○	×	○	現行のまま新市に引継
使用料等 ○	○	×	○	段階的に調整

3 各種制度の差異の状況

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業振興地域整備計画の適正管理				
計画策定見直し(法定管理) 見直し事務 15年4月	14年5月	16年3月	16年3月	平成19年に新市計画策定
除外申請(一般管理) 受付 3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	
電算システム利用 ○	×	○	×	G I S (地理情報システム) 化へ統一
米政策改革大綱に基づく見直し事務(水田農業構造改革対策事業) ・地域水田農業推進協議会の設置の有無 有	有	有	有	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業金融対策事業				
利子補給率 (1)農業近代化資金 ・一般農業者 1.0%以内 ・認定農業者 1.5%以内 ・その他 - (2)農業経営基盤強化資金 県と同率 (ただし、0.5%以内)	- 1.0%以内 -	- - 3名以上で共同利用の機械施設購入 2.0%以内	- 1.5%以内 -	利子体系の統一 要綱等の見直しにより利子補給率等の基準を統一
市町村単独事業の有無 有	有	有	有	
農地流動化推進事業				
農業公社設置の有無 ○ 実施事業該当の有無 農地保全合理化事業 ○ 利用権設定推進事業 ○ 農作業受委託推進事業 ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ×	× - - -	
市町有林・部分林整備事業 管理处分方法 委託の有無 ○	×	○	×	第三者機関である市有林管理委員会等の活用
農業集落排水施設				
分担金 負担率 事業費の5% (戸数割, 人数割) 前納報奨金 4～12%	1 枡 30万円 - 2～20%	-	事業費の5% 戸数割 2～10%	新たな建設計画がないことから、現行のままとする。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
施設管理 * 巡回管理（保守点検） 2週に1回専門業者へ委託 * 日常管理(スクリーン清掃等) 1週に1回程度地元管理 組合へ委託	1週に1回専門業者へ委託	-	1～2週に1回専門業者へ 委託 専門業者へ委託	
使用料 * 世帯割 2,900円 * 人数割 320円 別途,消費税が加算	* 基本料金 汚水量 10m ³ までは1,000円 * 超過料金 ・汚水量 11m ³ を超え 30m ³ ま では1m ³ につき 100円 ・汚水量 31m ³ を超え 50m ³ ま では1m ³ につき 110円 ・汚水量 51m ³ を超え 100m ³ ま では1m ³ につき 120円 ・101m ³ を超えるものは1m ³ につき 130円 ・別途,消費税が加算 井戸水使用の場合は1ヶ 月につき1人当たり9m ³ として計算 上水道と井戸水を使用し た場合は, の使用量の 1/2 の水量に上水道の使用 料を加算	-	* 世帯割 2,000円 * 人数割 250円	使用料体系,金額につ いて,段階的に統一す る。

農林水産関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は，現行のとおりとし，合併後，新たに作成する計画に基づき調整する。
- 2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については，合併時に統合する。ただし，生産調整の割当については，各市町村の現行比率をもって配分する。
- 3 市町村有林の管理等の取扱いについては，それぞれの市町村の例により，現行のとおりとする。
- 4 農林水産関係事業については，地域特性を生かし，産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため，引き続き，現行のとおり実施するように努める。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- 2 農林道，水路，ため池，森林，各種振興施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

ウ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 水田農業経営確立対策事業については，現在の水田農業経営確立対策期間中は，現行どおりとする。
- 2 豊浦町の農業生産組織育成事業は，当分の間，現行どおりとする。
- 3 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は，廃止する。
- 4 河川カメムシ防除事業については，新発田市の制度を適用する。
- 5 豊浦町の野ソ駆除事業は，廃止する。
- 6 豊浦町の土地利用調整推進事業は，廃止する。

エ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併予定 編入 1 市 2 町）

農林水産関係事業については，合併時に秋田市の制度に統一するものとする。

ただし，一部の事務事業については，現行どおり又は廃止とするほか，必要に応じて経過措置を講じるものとする。

オ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

農業施策の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。

ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で，独自に実施している施策等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。

カ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 農林水産業関係事業については，合併時に一元化するものとする。ただし，実施方法が異なる事業については，平成 17 年度に一元化するものとする。

2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については，現行どおりとする。